

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように  
制定する。

平成22年8月3日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規則第20号

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）の一部につ  
いて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部改正について

改正理由：公平性及び透明性の確保を図るとともに見積り合わせの競争性を高めることを目的として、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（見積書の徴取）</p> <p>第30条 契約担当役等は、随意契約によろうとする場合、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。</p> <p>2 契約担当役等は、次の各号の1に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、見積書を徴しないことができる。</p> <p>(1) 国，地方公共団体その他の公法人と契約を締結する場合</p> <p>(2) 国若しくは地方公共団体の許認可又は法令（条例を含む。）により価格，料金等の額が定められている場合</p> <p>(3) 第25条に規定する場合において、特に認める場合</p> <p>（公募による見積書の徴取）</p> <p><u>第30条の2 契約担当役等は、前条第1項の規定により見積書を徴する場合で、予定価格が250万円を超えるものは、第7条に準じて、公告を行い、見積書を徴するものとする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成22年8月3日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（見積書の徴取）</p> <p>第30条 契約担当役等は、随意契約によろうとする場合、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。</p> <p>2 契約担当役等は、次の各号の1に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、見積書を徴しないことができる。</p> <p>(1) 国，地方公共団体その他の公法人と契約を締結する場合</p> <p>(2) 国若しくは地方公共団体の許認可又は法令（条例を含む。）により価格，料金等の額が定められている場合</p> <p>(3) 第25条に規定する場合において、特に認める場合</p> <p>〔省略〕</p>